

船舶事故調査（コンテナ船DONGJIN FORTUNE 陸上作業員死亡）について  
（経過報告）

令和4年10月27日  
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和3年11月9日、徳島県徳島小松島港小松島区赤石地区岸壁において発生した船舶事故（コンテナ船<sup>ドンジン フォーチュン</sup>DONGJIN FORTUNE陸上作業員死亡）について、令和3年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。したがって、本調査については、本件船舶事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

## 1. 船舶事故の概要

コンテナ船<sup>ドンジン フォーチュン</sup>DONGJIN FORTUNE（以下「本船」という。）は、船長ほか16人が乗り組み、徳島小松島港小松島区赤石岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けで着岸作業中、綱取り作業に当たっていた陸上作業員が本船の船首側スプリングライン（以下「本件係留索」という。）を本件岸壁上の係船柱に繋いだが、本件係留索が本件岸壁に設置された防舷材（以下「本件防舷材」という。）下部に引っ掛かって緊張した後、令和3年11月9日08時00分ごろ、本件防舷材下部から外れて本件岸壁上へ跳ね上がり、本件岸壁上の陸上作業員1人に当たった。（付図 事故発生状況概略図 参照）

## 2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年11月10日、本調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。なお、後日主管調査官ほか1人の地方事故調査官を船舶事故調査官に交代した。現時点までに関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

### 3. 判明している主な事実情報

#### (1) 事故の経過

本船は、船長ほか16人が乗り組み、本件岸壁に右舷着けで着岸作業中、綱取り作業に当たっていた陸上作業員が本件係留索を本件岸壁上の係船柱に繋いだが、本件係留索が本件防舷材下部に引っ掛かって緊張した後、令和3年11月9日08時00分ごろ、本件防舷材下部から外れて本件岸壁上へ跳ね上がり、本件岸壁上の陸上作業員1人に当たった。

陸上作業員1人は、死亡した。

#### (2) 死傷者

本船：死亡1人

#### (3) 船舶の損傷等

なし

#### (4) 気象・海象

事故現場の北西約9.3kmに位置する徳島地方気象台における観測値は、次のとおりであった。

08時00分 天気 晴れ、風向 西北西、風速 5.9m/s、気温 15.3℃

### 4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、本件係留索が陸上作業員に当たった経緯など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係機関への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の調査を進める。

付図 事故発生状況概略図

